

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ラ・ムー近江八幡店 近江八幡市土田町1394番1ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
 - (1) 事業者等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会と協議を行い、その経過ならびに結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ報告すること。
 - (2) 開発に伴う交通上の影響が出ないように、開発区域のみならず、周辺地域においても生活道路への買い物客の車の進入がないよう対策する等、生活環境を保持するように交通対策を計画すること。
 - (3) 設置される送風機等が騒音規制法（昭和43年法律第98号）上の特定施設に該当する場合、当該事業場は同法の規制基準が適用されることから、今回の届出の中で騒音予測はされているが、特定工場等の敷地境界における騒音レベルが規制値未満となるよう、騒音防止策を検討すること。
 - (4) 交通安全対策として、出入口への停止線の設置および市道黒橋八木線から右折による直接進入ができないよう検討すること。
 - (5) 建築物等の壁面の色彩について、周辺の環境や建築物と調和した落ち着いたものとなるように努めること。
 - (6) 屋外広告物を設置する場合は、令和2年9月30日までの設置は滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）、令和2年10月1日以降の設置は近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号）に基づく許可申請を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和2年9月11日から令和2年10月12日まで